



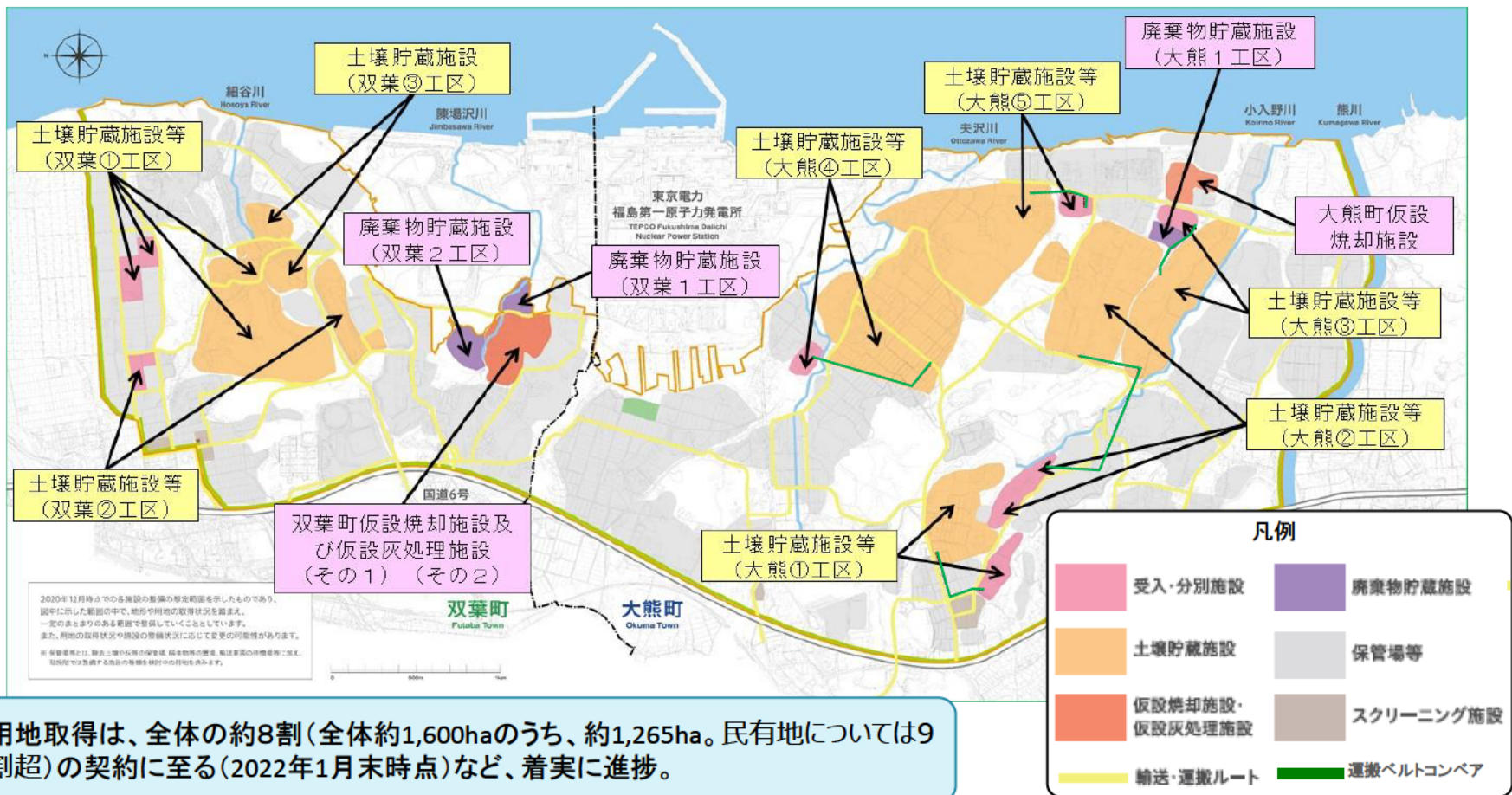
被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2022年2月12日

環境省

中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)。



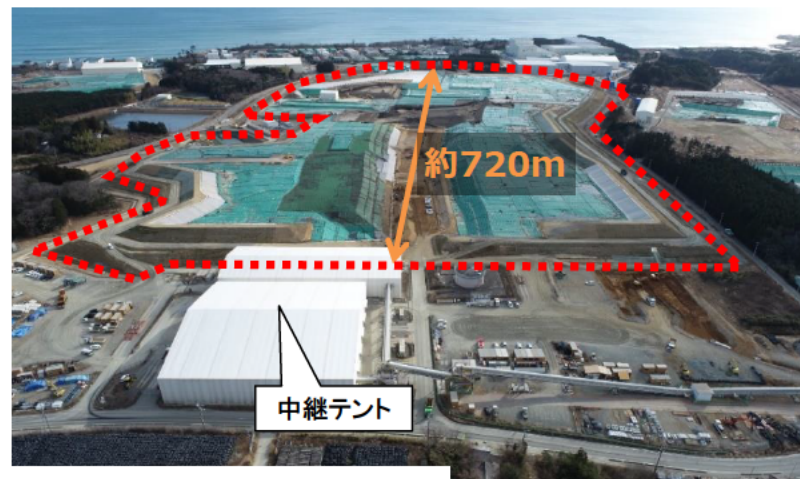
用地取得は、全体の約8割(全体約1,600haのうち、約1,265ha。民有地については9割超)の契約に至る(2022年1月末時点)など、着実に進捗。

(参考) 土壌貯蔵施設等の整備状況



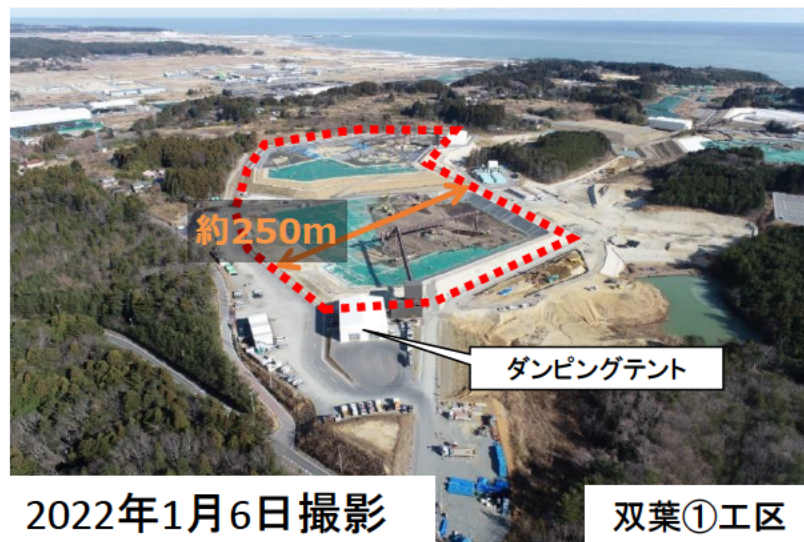
2022年1月6日撮影

大熊①工区



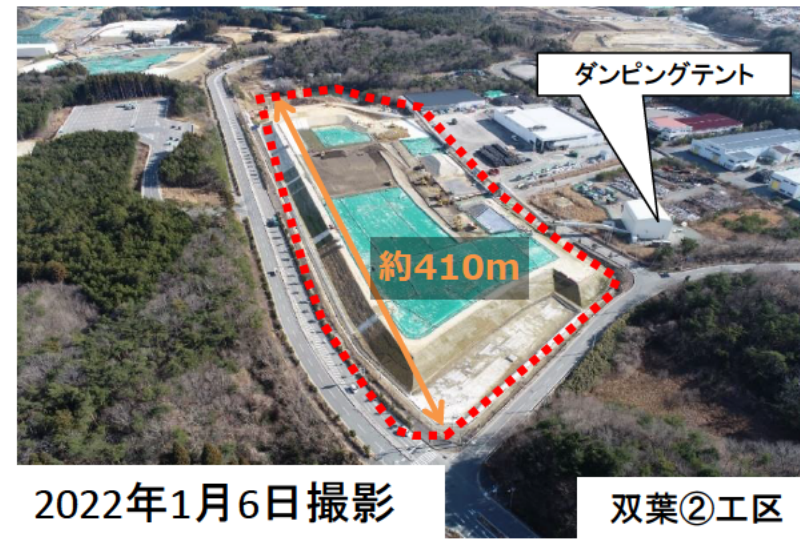
2022年1月6日撮影

大熊②工区



2022年1月6日撮影

双葉①工区



2022年1月6日撮影

双葉②工区

凡例
: 当該工区土壌貯蔵施設

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況①

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、2021年度は18市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
- 2021年度は、年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。



輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。



輸送車両の運行管理

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。

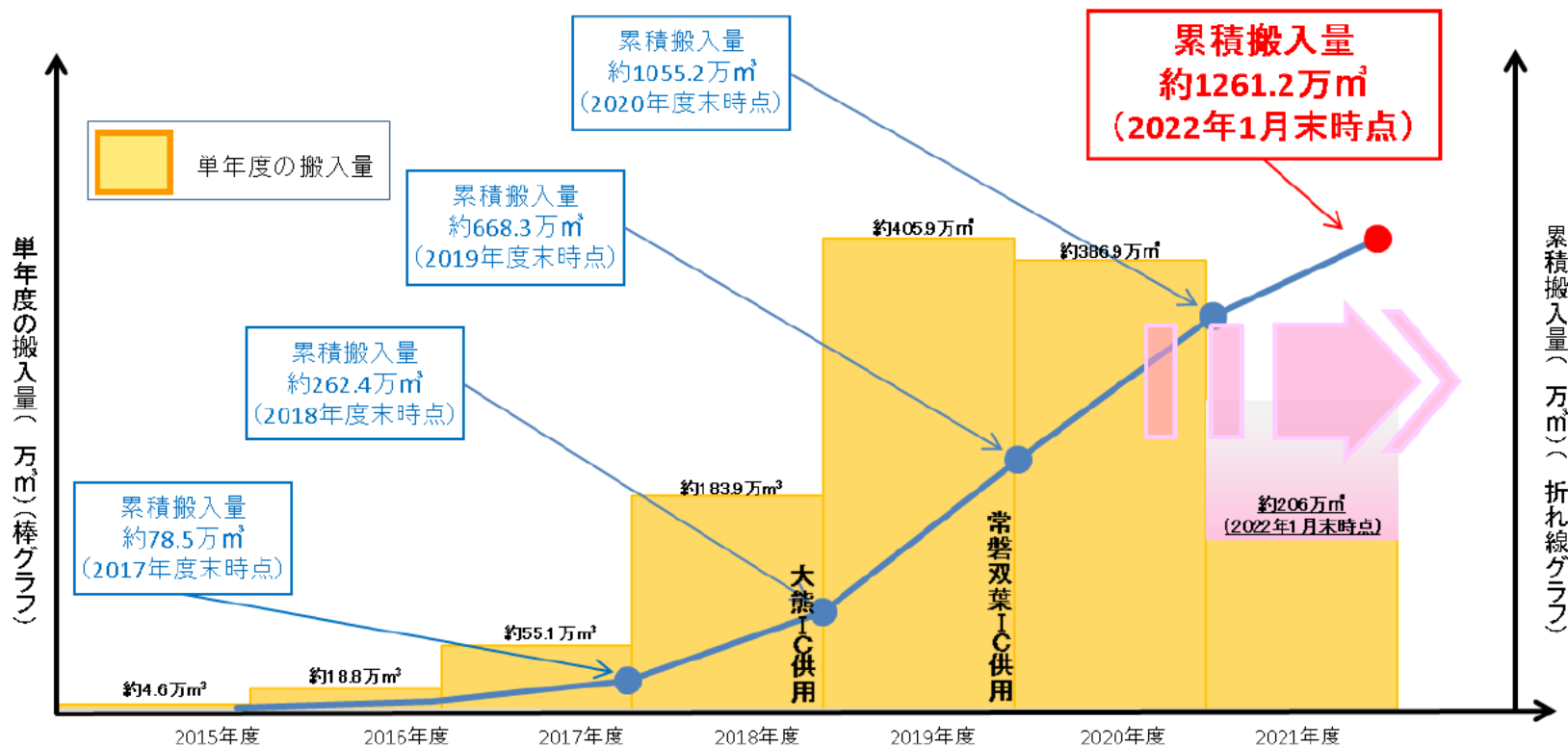


※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況②

- 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する
- これまでに約1,261万 m^3 の除去土壌等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設に輸送した(2022年1月末時点)

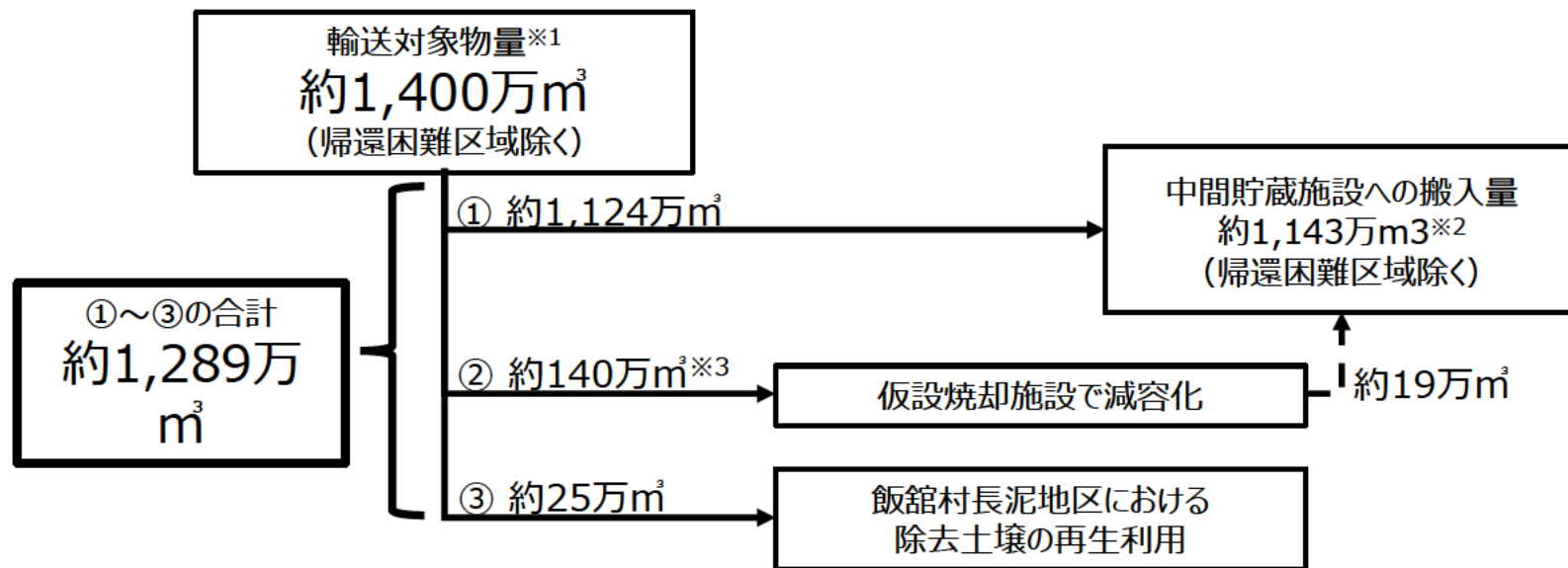
中間貯蔵施設への搬入量の推移
(帰還困難区域を含む)



(注) 2022年度以降は、主に特定復興再生拠点区域における除染等に伴って生じた除去土壌等の輸送を行う予定

中間貯蔵施設等への除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の搬入状況について(令和3年11月末時点)

- 福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き今年度末までに中間貯蔵施設へおおむね搬入を完了するとの目標を掲げ、皆様のご理解とご協力のもと安全第一で搬入を進めている。
- 平成30年(2018年)10月時点における輸送対象物量約1,400万 m^3 ※1のうち、令和3年(2021年)11月末時点で、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への搬入量及び飯舘村長泥地区における除去土壌の再生利用量の合計が約1,289万 m^3 となっている。
- 引き続き、安全第一を旨として中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を進める。



※1 平成30年(2018年)10月集計時点での輸送対象物量(中間貯蔵施設への搬入済量+仮置場及び減容化施設等での保管量)

※2 帰還困難区域を含めた中間貯蔵施設への総搬入量は約1,228万 m^3 (令和3年11月末現在)

※3 平成30年(2018年)10月以降の値

福島県内の仮置場の原状回復の進捗状況

- 搬出が完了した仮置場については、従前の土地利用形態や跡地利用計画を元に、回復方法について土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、順次原状回復を実施し、土地所有者に返地。
- 2020年度は、仮置場288箇所の原状回復を完了。2021年度は、260箇所程度の原状回復完了を目指す。

【搬出・原状回復のイメージ】

中間貯蔵施設等への搬出・仮置場の原状回復

仮置場での保管

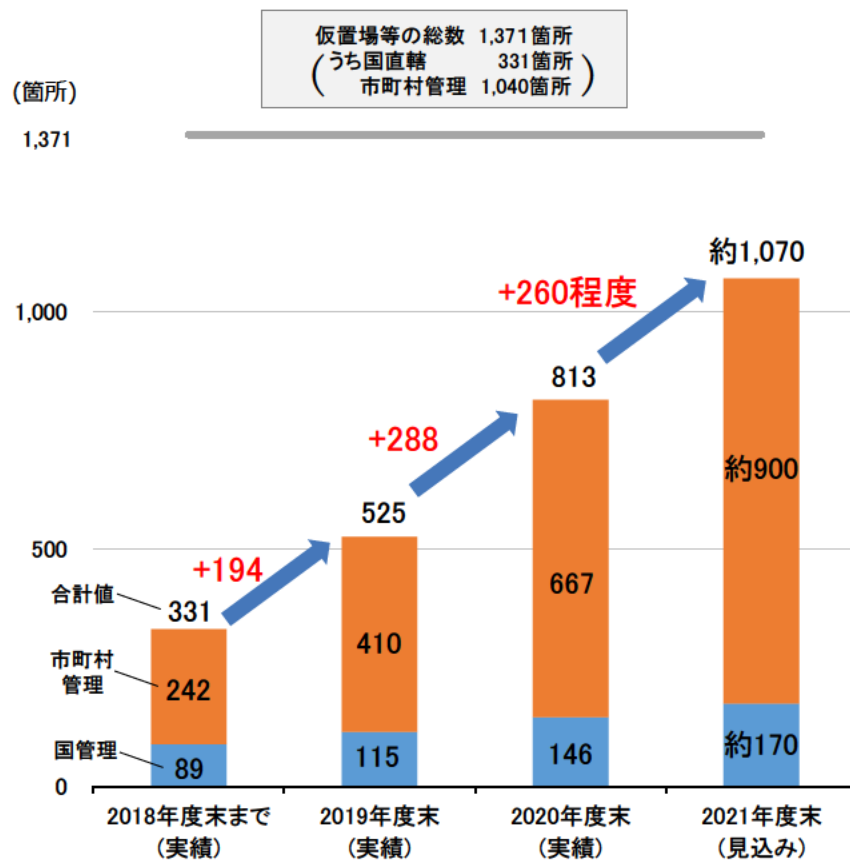
原状回復完了



地権者等による営農再開

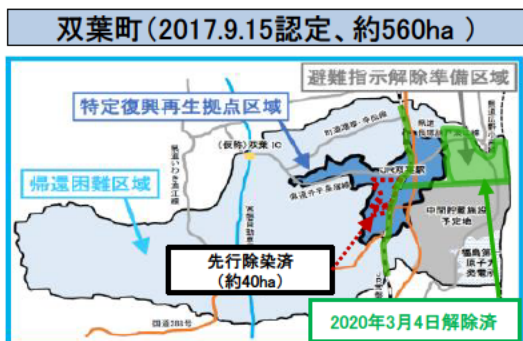


【原状回復した仮置場数の累計(一部試算)】

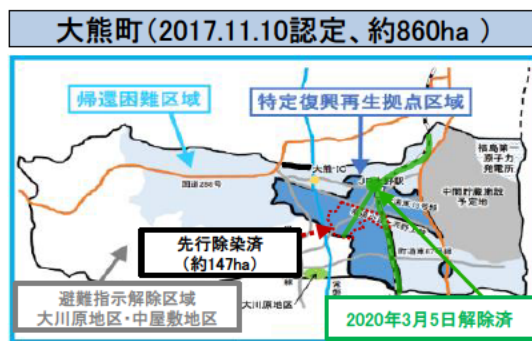


帰還困難区域における取組 (特定復興再生拠点区域の除染・家屋解体等)

- **帰還困難区域内**については、福島復興再生特別措置法に基づき市町村長が**特定復興再生拠点区域**の設定及び同区域における**環境整備（除染、インフラ等の整備）**に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。



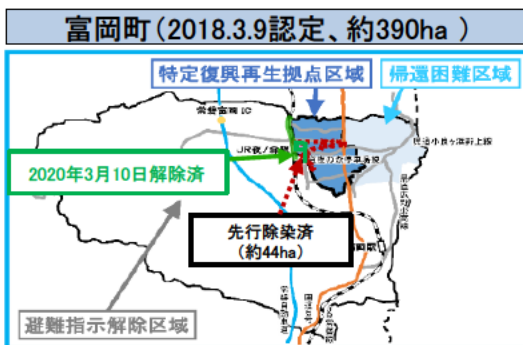
2022年6月以降避難指示解除予定



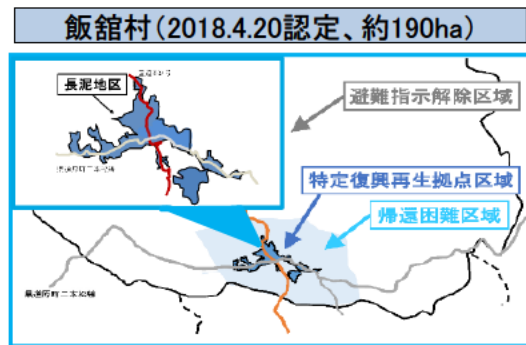
2022年春頃避難指示解除予定



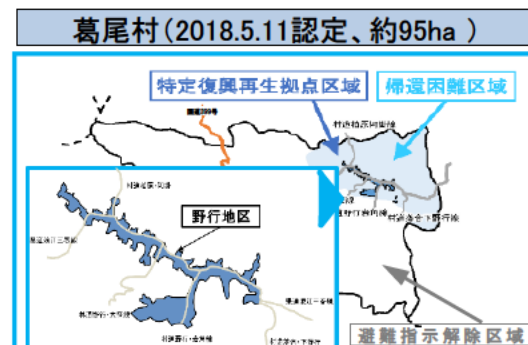
2023年3月避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2023年春頃避難指示解除予定



2022年春頃避難指示解除予定

特定復興再生拠点区域における除染・家屋等の解体の進捗状況

- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。
- 特定復興再生拠点区域における除染工事の進捗は9割を超えており、概ね実施済みだが、引き続き進捗率の向上に取り組んでいく予定。家屋等の解体の進捗は約83%で、各町村における進捗状況は以下のとおり(2022年1月末時点)。

町 村 名	避難指示解除目標	除染進捗 (※引き続き進捗率の向上を図る予定)	解体進捗
双葉町	2022年6月以降	概ね実施済み	約83%
大熊町	2022年春頃	概ね実施済み	約86%
浪江町	2023年3月	概ね実施済み	約66%
富岡町	2023年春頃	概ね実施済み	約83%
飯舘村	2023年春頃	概ね実施済み	概ね完了
葛尾村	2022年春頃	概ね実施済み	完了

■ 注1) 解体進捗 (%) は、解体申請件数に対する、解体実施件数の割合。

大野幼稚園
(大熊町)

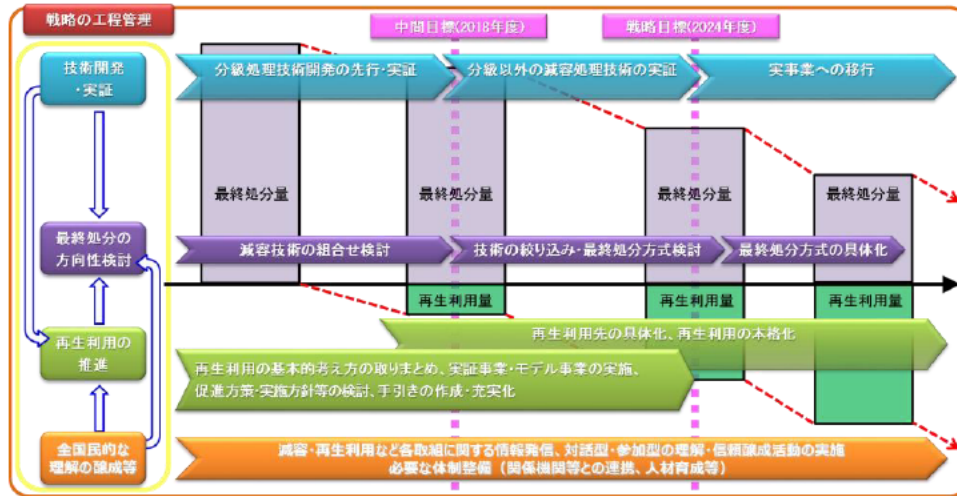


双葉町体育館
(双葉町)



減容・再生利用技術開発戦略、再生利用の基本的考え方

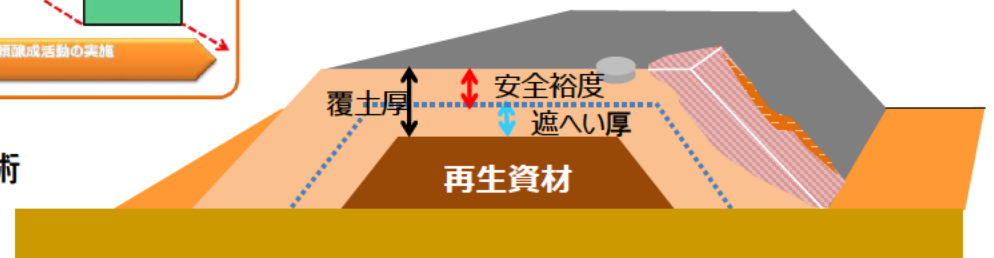
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。 県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を指針として、実証事業を実施するとともに、全国民的な理解醸成に取り組み、環境整備を進めている。



(上)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

(下)「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」の概要

- **再生利用の用途の限定**(管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における道路等の盛土材等に限定)
- **追加被ばく線量を制限するための適切な管理**(再生資材の放射能濃度の限定、適切な厚さの覆土等)



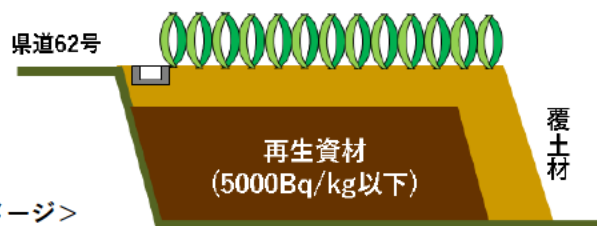
覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

福島県飯舘村長泥地区での再生利用実証事業

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土(除去土壌)を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、農地として利用する実証事業を実施。
- 実証事業の成果・進捗状況は以下の通り。
 - 地元の皆様の御要望等を踏まえ、2019年度から盛土実証エリアにおいて、野菜・花き類等の栽培実験を開始。2021年度に栽培した野菜の放射能濃度は、0.1~2.5Bq/kgで、いずれも基準値を大きく下回っている。
 - ※一般食品に関する放射性セシウムの基準は、100Bq/kg。
 - これまでのモニタリングの結果、空間線量率の上昇は見られず、盛土浸透水から放射性セシウムは検出されていない。
 - 2020年6月から農地造成に向けた準備工事を開始し、2021年4月からは再生資材による盛土を開始。



<2021年度に行われた栽培実験での放射性セシウムの測定結果(一部)>



長泥地区ドローン写真

再生利用等に関する理解醸成への取組状況

- 再生利用等に関する理解醸成を図るため、福島県内除去土壌を用いた鉢植えを環境省本省に加え、2021年7月には総理大臣官邸、復興庁、自民党本部、公明党本部にも設置。また、12月には新宿御苑等5か所の環境省関連施設内にも設置。今後も設置箇所の拡大を検討。
- 飯舘村長泥地区の実証事業について多くの方に認知・理解していただくため、事業エリアを対象とした一般の方向けの現地見学会を実施。2021年7月から11月にかけて計12回実施した。
- 除去土壌等の最終処分量を減らすための減容・再生利用の必要性及び安全性について、全国各地で対話集会を開催するなど、全国での理解醸成活動を抜本的に強化し取り組んでいる。

◆福島県内除去土壌の環境省本省等での利用



環境省本省内



総理大臣官邸

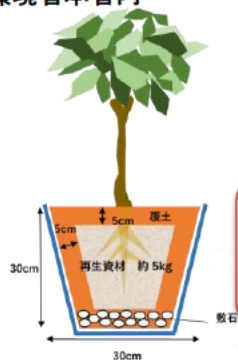
◆再生利用実証事業現地見学会



◆第3回対話フォーラムの様子（12月18日に名古屋にて開催）



※2021年5月に第1回を、9月に第2回を開催。
2022年3月19日に第4回を福岡で開催予定。



利用のイメージと
周辺の放射線量

※鉢植えの設置前後で
大臣室内の鉢植え周辺の
空間線量率は変化なし。
(空間線量率：0.06 μ Sv/h)

福島県との連携協力協定

- 環境省では、これまでの環境再生事業や「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を踏まえ、2020年8月に、福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」(環境省として、単一の地方公共団体と締結した初めての包括的な協定)を締結し、福島県と環境省が更なる連携の下で取組を進めることとした。

連携協力協定の概要

基本的な考え方

- 福島グリーン復興、福島県の再生可能エネルギー先駆け地を目指した取組等、環境面での福島の特長を活かした施策を福島県と環境省が連携して展開
- ウイズ・コロナ、ポスト・コロナ社会を意識して取組むことで、新しい日常生活、新しい地域のあり方を福島から発信

ふくしまグリーン復興構想等の着実な推進

- 自然資源活用による交流人口の拡大

復興と共に進める地球温暖化対策の推進

- 浜通り地区をはじめとする復興の加速と地球温暖化対策への寄与

ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

- 自立・分散・ネットワーク型の社会形成の実現

本協定の効果的な実施に関する共通的事項

- シンポジウムなどを開催し、福島復興の姿を福島県内外へ発信

連携協力協定フォローアップ会議の開催

(2021年6月10日実施)

- 本協定のフォローアップ会議として、2020年度の取組状況、2021度の主な取組予定などについて、福島県、環境省双方から資料に沿って説明を行った後、これまでの課題やそれを踏まえた今後の取組方針などを中心に意見交換を実施。
- ワーケーション推進に向けた整備や脱炭素への取組など、本協定に基づいた取組を今後とも連携して実施していく。



フォローアップ会議の様子

未来志向の新たな環境施策の展開 ～ふくしま、次の10年へ

- 第2期復興・創生期間を迎え、福島県が本格的な復興・再生に向けたステージへ歩みを進めるこの機会に、環境省としてなすべき取組を、「ふくしま、次の10年へ」と題して取りまとめ。
- 東日本大震災から10年の節目を越え、福島の本格的な復興・再生という次のステージに向け、環境省と福島県の連携協力協定やふくしまグリーン復興構想の下、脱炭素・風評対策・風化対策の3つの視点から、未来志向の新たな環境施策を連携して取り組む。

2021年度の取組例

脱炭素×復興まちづくりの先進地創出

■FS事業

- 大熊町における榊栽培を想定した営農型太陽光発電に係るFS

対象地域：大熊町

事業概要：太陽光パネル下で、榊栽培を長期（15年間以上を想定）にわたり営農するための栽培システム構築など、営農型太陽光発電に係る調査及び検討を行う。



■計画・導入補助事業

- 楡葉町屋内体育施設太陽光発電設備導入計画事業

対象地域：楡葉町

事業概要：ならはスカイアリーナへの太陽光発電、蓄電設備導入に向けた基本設計等



ならはスカイアリーナ

福島・環境再生の記憶の継承

■チャレンジ・アワード

福島にゆかりのある学生を対象とし、福島のこれまでとこれからのアイデアや想いを募集。



環境先進地域へのリブランディング

- 国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）での発信

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と脱炭素への取組について世界に発信し、福島に対する風評払拭を図ることを目的に、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）にて、福島県とともに福島県内で実施している脱炭素の取組を紹介。



■FUKUSHIMA NEXT

福島において、環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を実施する方々を県内外の様々なメディアで発信。



FUKUSHIMA NEXT 4月新聞広告